

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和7年1月11日

京都市選挙管理委員会委員長 毛利 ゆき子

## 京都市選挙管理委員会規程第1号

### 公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程

公職選挙事務執行規程の一部を次のように改正する。

第98条の3第1項第1号カの部分中「500円」を「1,000円」に改めキとし、オの部分中「1,000円」を「1,500円」に、「3,000円」を「4,500円」に改めカとし、エの部分中「12,000円」を「23,000円」に改めオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

第98条の3第1項第3号中「10,000円」を「20,000円」に改め、同条第2項第1号中「10,000円」を「15,000円」に改め、同項第2号中「15,000円」を「20,000円」に改める。

別記第10号様式の8注4中「7円73銭」を「8円38銭」に、「5円18銭」を「5円62銭」に、「386,500円」を「419,000円」に改める。

別記第10号様式の9注4中「541円31銭」を「586円88銭」に、「586,905円+28円35銭」を「609,690円+30円73銭」に改める。

別記第10号様式の10その2(別紙)注2中「7円73銭」を「8円38銭」に、「5円18銭」を「5円62銭」に、「386,500円」を「419,000円」に改める。

別記第10号様式の10その3(別紙)注2中「541円31銭」を「586円88銭」に、「586,905円+28円35銭」を「609,690円+30円73銭」に改める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

#### (適用区分)

2 この規程による改正後の公職選挙事務執行規程の規定は、この規程の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

(選挙管理委員会事務局)